

平成 22 年 8 月 3 日

各位

プリヴェ企業再生グループ株式会社 代表取締役(CEO) 松村 謙三 (JASDAQ・コード番号 4233) 問合せ先 取締役 辻 一馬 (TEL: 03-6230-0150)

(訂正)「当社子会社による2社に対する差止め仮処分命令の申立て に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

平成22年8月2日に公表した「当社子会社による2社に対する差止め仮処分命令の申立てに関するお知らせ」の一部を訂正いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付し、最後に全文を掲載しております。

前 文

【訂正前】

当社子会社でありますプリヴェAG株式会社(以下、「プリヴェAG」という。)は、本日開催の同社取締役会において有限会社日本光材および株式会社総通(以下、「両社」という。)に対する下記仮処分命令の申立てを行なうことを決議しました。

また本日、東京地方裁判所に両社の製造、販売行為の差止め仮処分命令の申立てを行ないました。

【訂正後】

当社子会社でありますプリヴェAG株式会社(以下、「プリヴェAG」という。)は、本日開催の同社取締役会において有限会社日本光材および「日本直販」の名称で通信販売等を行なっている株式会社総通(以下、「両社」という。)に対する下記仮処分命令の申立てを行なうことを決議しました。また本日、東京地方裁判所に両社の製造、販売行為の差止め仮処分命令の申立てを行ないました。

1. 事実の概要および申立ての理由

【訂正前】

プリヴェAGが1990年頃から約20年にわたり独占的に開発、販売し、宣伝広告によりその特徴が需要者の間で広く周知、認識されている眼鏡タイプのルーペ(商品名:ペアルーペ。以下、「ペアルーペ」という。)に対し、2010年7月頃から、両社はペアルーペに特徴が酷似している商品(以下、「ペアルーペ類似品」という。)の製造、販売を開始しました。

両社によるペアルーペ類似品の販売行為は、需要者に誤認混同を生じさせることから、不正競争防止法(以下、「同法」という。)上の不正競争行為に該当し、また、プリヴェAGの営業上の利益が侵害されるおそれが高く、早急にこれを阻止しなければ、プリヴェAGは著しい損害を被ることとなるため、本日、同法に基づき、<u>両社によるペアルーペ類似品の製造、販売行為の差止めを求め、東京地方裁判所に仮処分命令の申立てを行ないました。</u>

なお、同法には、違反者は、民事上の責任のみならず、刑事上の責任も課されること(5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(21条2項1号))を規定しています。

【訂正後】

プリヴェAGが1990年頃から約20年にわたり独占的に開発、販売し、宣伝広告によりその特徴が需要者の間で広く周知、認識されている眼鏡タイプのルーペ(商品名:ペアルーペ。以下、「ペアルーペ」という。)に対し、2010年7月頃から、両社はペアルーペに特徴が酷似している商品(以下、「ペアルーペ類似品」という。)の製造、販売を開始しました。

両社によるペアルーペ類似品の販売行為は、需要者に誤認混同を生じさせることから、不正競争防止法(以下、「同法」という。)上の不正競争行為に該当し、また、プリヴェAGの営業上の利益が侵害されるおそれが高く、早急にこれを阻止しなければ、プリヴェAGは著しい損害を被ることとなるため、本日、同法に基づき、両社に対してその民事上の責任を求めるため、ペアルーペ類似品の製造、販売行為の差止めを求める仮処分命令の申立てを、東京地方裁判所に行ないました。

なお、同法には、違反者は、民事上の責任のみならず、刑事上の責任も課されること(5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(21条2項1号))を規定しています。

以上



平成 22 年 8 月 2 日

各位

プリヴェ企業再生グループ株式会社 代表取締役(CEO) 松村 謙三 (JASDAQ・コード番号 4233) 問合せ先 取締役 辻 一馬 (TEL: 03-6230-0150)

当社子会社による2社に対する差止め仮処分命令の申立てに関するお知らせ

当社子会社でありますプリヴェAG株式会社(以下、「プリヴェAG」という。)は、本日開催の同社取締役会において有限会社日本光材および「日本直販」の名称で通信販売等を行なっている株式会社総通(以下、「両社」という。)に対する下記仮処分命令の申立てを行なうことを決議しました。また本日、東京地方裁判所に両社の製造、販売行為の差止め仮処分命令の申立てを行ないました。

記

1. 事実の概要および申立ての理由

プリヴェAGが1990年頃から約20年にわたり独占的に開発、販売し、宣伝広告によりその特徴が需要者の間で広く周知、認識されている眼鏡タイプのルーペ(商品名:ペアルーペ。以下、「ペアルーペ」という。)に対し、2010年7月頃から、両社はペアルーペに特徴が酷似している商品(以下、「ペアルーペ類似品」という。)の製造、販売を開始しました。

両社によるペアルーペ類似品の販売行為は、需要者に誤認混同を生じさせることから、不正競争防止法(以下、「同法」という。)上の不正競争行為に該当し、また、プリヴェAGの営業上の利益が侵害されるおそれが高く、早急にこれを阻止しなければ、プリヴェAGは著しい損害を被ることとなるため、本日、同法に基づき、両社に対してその民事上の責任を求めるため、ペアルーペ類似品の製造、販売行為の差止めを求める仮処分命令の申立てを、東京地方裁判所に行ないました。なお、同法には、違反者は、民事上の責任のみならず、刑事上の責任も課されること(5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(21条2項1号))を規定しています。

2. 今後の見通し

当社グループはファンド事業および上場株式等投資事業等を主たる事業としており、業績は相場環境等の影響を受けざるを得ない状況にあります。この事業の特殊性に鑑み業績予想を行なうことは困難であるため、業績予想の記載は行っておりません。

また、当該子会社の申立てによる連結業績および個別業績に与える影響について、今後の見通しを予想することは困難でありますが、本件の進捗状況により適宜開示を継続いたします。

以上